

地域協議会と法定協議会の運用について

全道協議会(北海道生活交通確保対策協議会)による運用【道路運送法】

<全道協議会(事務局:本庁交通企画課)>

【構成員】

道(議長)、北海道運輸局、市長会、町村会、バス協会、関係労働組合

<主な協議内容等>

- ・地域公共交通計画に添付する確保維持計画(全道計画)の策定・変更
- ・その他生活交通のあり方一般に関する事項

協議会の位置付け

国(運輸局・本省)

全道協議会(事務局:本庁交通企画課)

法定協議会(事務局:日高振興局)

地域協議会(事務局:日高振興局)

地域協議会(日高地域生活交通確保対策協議会)による運用【道路運送法】

<地域協議会(事務局:日高振興局)>

【構成員】

振興局(議長)、運輸支局、管内市町村、バス事業者、関係労働組合

<主な協議内容等>

- ・生活交通の確保に関する計画の策定調整
- ・路線の休廃止に係る協議・承認

※生活交通の確保に関する計画とはバス補助を受けるための地域間幹線系統確保維持計画及び生活交通路線確保維持計画のこと

法定協議会(日高地域公共交通活性化協議会)による運用【活性化法】

<法定協議会(事務局:日高振興局)>

【構成員】

振興局(議長)、運輸支局、管内市町村、バス事業者、道路管理者、公安委員会

<主な協議内容等>

- ・地域公共交通計画の作成及び変更
- ・地域公共交通計画の実施
- ・地域公共交通計画に位置付けられた事業

地域協議会と法定協議会の運用について

～令和6年度計画

地域協議会(道路運送法)による運用

【協議事項】

- ・路線(系統)の休廃止に関する協議・承認(道路運送法)
- ・生活交通の確保・維持に関する計画の策定・変更に係る協議(国及び道補助要綱)

各協議事項の主な取扱

- ・地域協議会において承認
- ・全道協議会への内容の報告
- ・計画は全道協議会を通じて国へ提出

<全道協議会(事務局:本庁交通企画課)>

【構成員】

道(議長)、北海道運輸局、市長会、町村会、バス協会、関係労働組合

<主な協議内容等>

- ・確保維持計画(全道計画)の策定・変更
⇒国・道補助の対象となる
- ・その他生活交通のあり方一般に関する事項

地域計画の提出
協議結果の報告

<地域協議会(事務局:各振興局)>

【構成員】

振興局(議長)、運輸支局、管内市町村、バス事業者、関係労働組合

<主な協議内容等>

- ・確保維持計画(地域計画)の策定 ⇒全道協議会に提出
- ・路線の休廃止に係る協議・承認
⇒事業者から国への路線の休廃止届出を30日前まで緩和

法改正による運用変更

令和7年度計画～

法定協議会(活性化法) & 地域協議会(道路運送法)による運用

【協議事項】

- ・路線(系統)の休廃止に関する協議・承認(道路運送法)
- ・生活交通の確保・維持に関する計画の策定・変更に係る協議(活性化法、国及び道補助要綱)

各協議事項の主な取扱

- ・計画は法定協議会、休廃止は地域協議会にて承認
- ・全道協議会への内容の報告
- ・計画は全道協議会を通じて国へ提出

<全道協議会(事務局:本庁交通企画課)>

【構成員】

道(議長)、北海道運輸局、市長会、町村会、バス協会、関係労働組合

<主な協議内容等>

- ・地域公共交通計画に添付する確保維持計画(全道計画)の策定・変更 ⇒国・道補助の対象となる
- ・その他生活交通のあり方一般に関する事項

地域計画の提出
協議結果の報告

<法定協議会・地域協議会(事務局:各振興局)>

各協議会を双方の分科会に位置づけ可能

<主な協議内容等>

- ・確保維持計画(地域計画)の策定 ⇒全道協議会に提出
- ・路線の休廃止に係る協議・承認
⇒事業者から国への路線の休廃止届出を30日前まで緩和

地域協議会と法定協議会の運用について

国の通知を踏まえ、各協議会の一本化や分科会への位置づけ可能であることから、**3つの運用が可能**

＜運用に係る基本的な考え方＞

- **協議会の1本化が望ましいが、地域の実情に応じ、右記のいずれの運用も可能とする**
- 分科会に位置つけた場合、各親会への報告を行う
- 分科会に位置づけない場合、地域計画は法定協議会、休廃止は地域協議会での承認が必須

- ① 地域協議会と法定協議会を一本化して運用
- ② 地域協議会もしくは法定協議会を分科会として運用
- ③ 地域協議会と法定協議会を個別に運用

① の場合

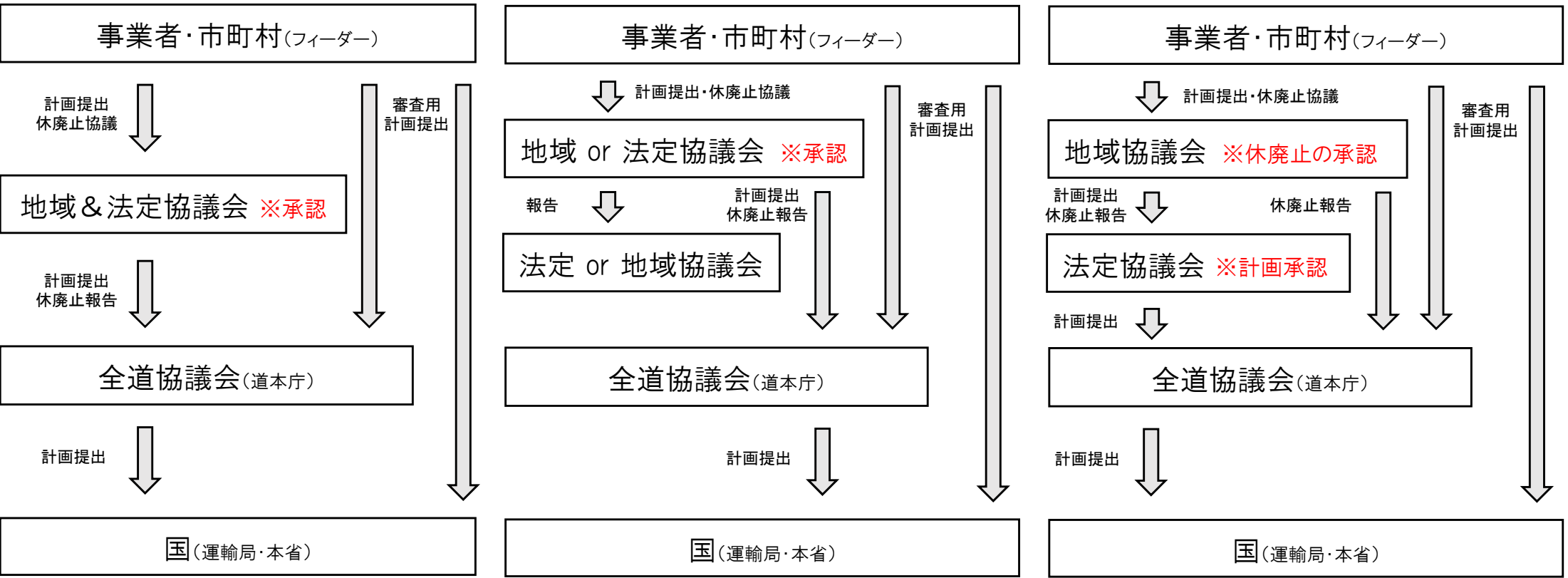
- メリット
- ・確保対策と休廃止を一体的に議論可能
 - ・協議会開催に係る事務軽減
- デメリット
- ・地域によって構成員が追加等の対応が必要

② の場合

- ・構成員が追加等の対応が不要
- ・協議会開催に係る事務軽減
- ・確保対策と休廃止をバラバラに議論

③ の場合

- ・構成員が追加等の対応が不要
- ・協議会開催に係る事務負担が大きい
- ・確保対策と休廃止をバラバラに議論



1 開催概要

- 1 日時：令和5年11月28日（火）13時00分から14時45分
- 2 場所：新ひだか町公民館大会議室
- 3 対応者：ジェイ・アール北海道バス株式会社総務部 山崎主席
北海道日高振興局地域創生部地域政策課 広部、河瀬
- 4 企業：地元企業13社
- 5 参加者：静内農業高校、浦河高校の1から2年生の生徒111名
- 6 内容：自由訪問の時間に5名ずつ計10名の生徒が訪問、ジェイ・アール北海道バス山崎氏よりバス事業の業務説明を実施。

2 当日の様子

自由訪問①



自由訪問②



会場の様子



1 目的

公共交通の利用者の維持・確保を図るため、高齢者を対象とした、「バスの乗り方教室」を実施する。
主に普段自家用車を使用している高齢者にICカードを使用したバスの乗降方法を学ぶ機会を創ることで、自動車から公共交通を利用するきっかけをつくる。

2 現状・課題

- ・人口減少に伴う、バス利用者の減少。
- ・バスの運転手不足や利用者減少による、減便や路線の廃止。
- ・自家用車の保有率が高く、通勤や通院、買い物など自家用車がなければ不便。

3 事業内容・役割

- ジェイ・アール北海道バス
 - ・ことぶき大学を対象とした、バスの乗り方教室を開催
 - ・ICカードを利用した、バスの乗車体験を実施
- 新ひだか町・町教育委員会
 - ・ことぶき大学への調整
 - ・実施日は、大学の閉講式3月9日（土）
- 振興局
 - ・当日のアテンド、関係機関との調整
 - ・自動車運転免許の自主返納サポート制度、返納補助の説明

4 メリット

- ジェイ・アール北海道バス
 - ・利用者の増加が見込める
 - ・ICカードの普及
- 町
 - ・高齢者のバスの利用促進
- 振興局
 - ・自主返納サポート制度のPR
- ことぶき大学
 - ・ICカードを利用したバス乗車体験
 - ・将来、自動車から公共交通を利用するための準備ができる

※ことぶき大学とは

60歳以上の方を対象とした、月1回のペースで一般教養を学ぶ学級。（防災、振込め詐欺の手口、歯の健康について）
町内には6つの学級があり、80名程度が在籍している。

5 スケジュール

令和5年11月	12月	令和6年1月	2月	3月9日（土）
バス事業者へ概要の説明	事業内容の検討	事業内容の決定	関係団体への説明	乗り方教室

1 目的

北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度を活用することで、現在自家用車を使用している高齢者が、将来運転免許を返納する際に返納しやすい環境を整える。

2 制度の流れ

※北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度とは北海道在住の65歳以上で、運転免許証を自主返納し、「運転経歴証明書」の交付を受けた方が協賛店において、「運転経歴証明書」を提示することで、様々なサービスを受けれる制度。



3 協賛店の募集

- 各町における、北海道高齢者運転免許自主返納サポート制度の協賛店募集。
例：博物館、町営施設、温泉施設 ほか